

「らくらく現場」クラウドサービス利用規約
(代理店：テクノホライゾン株式会社)
(サービス提供元：株式会社国際創研)

2021 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

第 1 条 (利用規約の適用)

1. 本規約は、第 2 条に定める契約者が株式会社国際創研（以下「当社」という）の第 2 条に定めるクラウドサービスを利用するにあたり必要な条件を定めることを目的とします。
2. 契約者は、クラウドサービスの利用にあたり本規約を遵守するものとします。
3. 当社が提供する特定のクラウドサービスには、本規約記載の条件に加えて、特則が適用されることがあります。特則は、当該特定のクラウドサービスのみに適用されるものであり、他のクラウドサービスには適用されません。特則の内容は、本規約と一体として解釈されるものであり、特則と本規約に不一致のあるときには、特則が優先して適用されるものとします。

第 2 条 (定義)

本規約における用語の定義は、以下のとおりとします。

1. 「契約者」とは、本規約に同意のうえ、当社との間で本サービスの利用に関する契約（以下「サービス利用契約」という）を締結した者をいいます。
2. 「クラウドサービス」とは、ネットワークをとおしてサーバ、ストレージ、ネットワーク、OS、ソフトウェア等の ICT リソースを利用可能とするサービスを総称していいます。

第 3 条 (規約の変更)

1. 当社は、本規約を随時変更することがあります。なお、この場合には、契約者の利用条件その他サービス利用契約の内容は、変更後の新規約を適用するものとします。
2. 当社は、前項の変更を行う場合は、30 日以上予告期間をおいて、変更後の新規約の内容を契約者に通知するものとします。

第 4 条 (提供区域)

クラウドサービスの提供区域は、特に定める場合を除き、日本国内に限るものとします。

第 2 章 サービス利用契約

第 5 条 (契約の締結等)

1. サービス利用契約は、申込者（サービス利用契約の締結を希望する者をいい、以下同じ）が当社所定の書式の申込書を代理店を通し当社に提出し、当社がこれに対し承諾したときに成立するものとします。なお、申込者は、本規約の内容を承諾のうえ、申込を行うものとし、申込者が申込を行った時点で、当社は、申込者が本規約の内容を承諾しているものとみなします。
2. 申込者は、当社所定の申込書に、クラウドサービスの利用開始希望日および利用を希望するクラウドサービスを記入後 記名押印し、当社に提出するものとします。
また、当社は承諾とともに、クラウドサービスの利用開始日（以下「サービス実施開始日」という）を通知するものとします。なお、サービス利用契約は、サービス利用契約の申込ごとに締結されます。
3. 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、サービス利用契約を締結しないことがあるものとします。
 - (1) 申込者が虚偽の事実を申告したとき
 - (2) 申込者がクラウドサービスの利用にかかる料金の支払を怠るおそれがあるとき
 - (3) クラウドサービスの提供が技術上困難なとき
 - (4) 申込者が過去に当社との契約に違反したことがあるとき
 - (5) 第 32 条に定める保証、表明に反する事実があったとき、または、確約に反する行為があったとき
 - (6) 当社の業務の遂行に支障があるときその他当社が不適当と判断したとき
4. サービス利用契約は、契約成立日における契約者、当社間の合意を規定するものであり、サービス利用契約締結前に相互に取り交わした合意事項、各種資料、申し入れ等がサービス利用契約の内容と相違する場合は、サービス利用契約の内容が優先されるものとします。
5. 本規約に記載されている内容は、サービス利用契約に関する合意事項の全てであり、契約者および当社はサービス利用 契約およびクラウドサービスに関し、互いに本規約で定められている内容以上の義務および責任を負担しないものとします。
6. 契約者は、第 2 項の申込事項につき変更する事由が生じた場合は、当社所定の申込書に、変更内容を記入後記名押印し、当社に提出するものとします。

第 6 条（クラウドサービスの実施期間）

1. クラウドサービスの実施期間は、1 年間とし、実施期間の開始日は、前条に定めるサービス実施開始日とします。ただし、期間満了の 3 か月前までに契約者および当社のいずれからも別段の意思表示のないときは、引き続き同一条件をもって、実施期間はさらに 1 年間自動的に継続延長されるものとし、以後もまた同様とします。

第 7 条（クラウドサービスの終了）

1. 契約者は、当社に解約の申込を行うことにより、サービス利用契約を解約し、クラウドサービスの利用を終了すること ができるものとします。契約者は、サービス利用契約を解約するときには、解約を希望する日の 1 か月前までに、書面 をもって当社に解約の申込を行うものとします。サービス利用契約は、契約者から当社に解約の申込が到達し、当社が クラウドサービスの利用権限を削除した時点で終了するものとします。

2. 契約者は、契約期間満了前に本クラウドサービスの全部または一部を中途解約する場合、中途解約料金として、契約期間満了の属する月までの月額料金を中途解約日までに当社に支払うものとします。

3. 契約者が次の各号のいずれかに一つにでも該当したときは、契約者になんらの通知・催告を要せず直ちにサービス利用契約の全部または一部を解除できるものとします。

(1) 手形または小切手が不渡りとなったとき

(2) 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申し立てがあったとき、または、租税滞納処分を受けたとき

(3) 破産手続開始、特定調停手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始、その他これらに類似する倒産 手続開始の申し立てがあったとき、または清算に入ったとき

(4) 解散または事業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき

(5) 監督省庁から営業の取消・停止処分等を受けたとき、または転廃業しようとしたときであって、サービス利用契約を履行できないと合理的に見込まれるとき

(6) 第 32 条に定める保証、表明に反する事実があったとき、または、確約に反する行為があったとき

(7) サービス利用契約に基づく債務を履行せず、相手方から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なお その期間内に履行しないとき

4. 契約者は前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、当社に対して負担する一切の金銭債務をただちに弁済するものとします。

5. 契約者が第 3 項各号のいずれかに該当したことにより、当社がサービス利用契約を解除したときには、契約者は、第 2 項に基づく中途解約料金を、ただちに当社に支払うものとします。

6. 当社が第 3 項各号のいずれかに該当したことにより、契約者がサービス利用契約を解除したときには、第 2 項に基づく中途解約料金は発生しないものとします。

第 3 章 サービスの提供

第 8 条（クラウドサービスの提供）

1. 当社は契約者に対し、サービス利用契約に基づき善良な管理者の注意をもってクラウドサービスを提供するものとします。ただし、サービス利用契約に別段の定めがあるときはこの限りでないものとします。
2. クラウドサービスの内容は、個々のクラウドサービスごとのサービス仕様書に定めるとおりとします。

第 9 条（クラウドサービスの利用）

1. クラウドサービスを利用するにあたっては、契約者は、当社が別に定めるコンピュータ端末、通信回線その他のコンピュータ環境（以下「クライアント環境」という）を用意し、当社が提供するクラウドサービスを構成するコンピュータ 設備（以下「当社サービス環境」という）に接続するものとします。クラウドサービスの提供は、クライアント環境から当社サービス環境にネットワーク経由で接続することにより行われます。
2. 契約者によるクラウドサービスの利用は、特段の定めのない限り、前項の方法により行われるものとし、契約者は、クラウドサービスの利用のために、当社のデータセンタに立ち入り等することはできないものとします。

第 10 条（クラウドサービスの提供時間帯）

1. クラウドサービスの提供時間帯は、サービス仕様書に定めるとおりとします。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、クラウドサービスの円滑な運営のために、計画的なメンテナンス（以下「計画メンテナンス」という）を実施することがあるものとし、計画メンテナンスの実施のためにクラウドサービスの提供を一時的に中断することがあります。このとき、当社は、サービス仕様に記載の方法で、計画メンテナンスを実施する旨を、当該計画メンテナンスにかかる契約者に通知するものとします。
3. 第 1 項の定めにかかわらず、当社は、クラウドサービスの維持のためにやむを得ないと判断したときには、緊急のメンテナンス（以下「緊急メンテナンス」という）を実施するためにクラウドサービスの提供を一時的に中断することがあります。このとき、当社は、当該緊急メンテナンスの実施後すみやかに、緊急メンテナンスを実施した旨を、当該緊急メ

メンテナンスにかかる契約者に報告するものとします。

第 11 条（契約者の協力義務）

1. 契約者は、当社がクラウドサービスを提供するにあたり必要とする情報を、当社に提供するものとします。
2. 契約者は、クラウドサービスの利用にあたり、当社との連絡窓口となる者（以下「担当者」という）を定め、その連絡先情報を当社に通知するものとします。また、担当者が変更となった場合は、すみやかに変更後の担当者に関する情報を通知する必要があります。
3. クラウドサービスの利用に関する契約者と当社との連絡は、すべて担当者を通じて行うものとします。

第 12 条（クラウドサービスに関する問い合わせ）

1. 当社は、クラウドサービスに関する仕様または操作方法に関する質問を、担当者から受け付けるものとします。質問の 受付・回答方法、および、受付時間帯・回答時間帯は、サービス仕様書に記載のとおりとします。
2. 当社は、クラウドサービスが正常に動作しない場合における原因調査、回避措置に関する質問または相談を、担当者から受け付けるものとします。質問または相談の対応時間帯は、サービス仕様書に記載のとおりとします。
3. 契約者が個別に導入したサービスおよびソフトウェアに関する問い合わせ、クラウドサービスと組み合わせて使用しているソフトウェア（当社がクラウドサービスの一部として提供しているものを除く）に対する問い合わせ、当社サービス環境の内部構造に関する問い合わせ等、前項に記載された内容以外のサポートに関しては、行いません。

第 13 条（再委託）

1. 当社は、サービス利用契約に基づき提供するクラウドサービスに関する作業の全部または一部を、当社の責任において第三者に再委託できるものとします。
2. 前項に基づき当社が再委託した場合の、再委託先の選任、監督ならびに再委託先の行った作業の結果については、一切 当社が責任を負い契約者には迷惑を掛けないものとします。

14 条（クラウドサービスにかかる著作権等）

1. クラウドサービスにおいて当社が提供するソフトウェア・コンテンツ等は、当社または第三者が著作権等を有するものであり、特段の定めのない限り、契約者は、当該ソフトウェア・コンテンツ等を複製、翻案、公衆送信（送信可能化を含む）、改造、逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング等することはできないものとします。
2. クラウドサービスの一部において、契約者は、コンピュータにおいて使用することがで

きる当社または第三者（以下総称して「ライセンサー」という）製のソフトウェアを、当該ライセンサーの許諾のもと提供されることがあります。契約者は、本サービスにより提供される各ライセンサーのソフトウェアを使用するにあたり、それぞれ以下の各号のライセンス条項に同意するとともに、これを遵守し、服するものとします。なお、当社が当該ソフトウェアについて負う責任の範囲は、当該ライセンス条項に定める範囲に限られるものとします。また、サービス仕様書においてオープンソースソフトウェアとの記載のあるソフトウェアについては、契約者は、当該ソフトウェアの使用許諾条件として当社またはライセンサーから提示された条件に対し同意したうえで使用するものとします。

第 15 条（データの取扱）

1. 契約者は、契約者が当社サービス環境に登録・保存したデータ等のうち、契約者が重要と判断したデータ等を、自らの責任でバックアップとして保存するものとします。
2. 契約者は、サービス利用契約が終了するときには、当社サービス環境に登録・保存したデータを、自己の責任と費用負担において、必要に応じダウンロードして取得するものとします。なお、サービス利用契約が終了した後においては、解約前に当社サービス環境に登録・保存したデータを、参照・閲覧・操作・取得等することができないものとします。

第 16 条（禁止事項）

契約者は、クラウドサービスの利用において以下の行為を行わないものとします。

- (1) 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または、侵害するおそれのある行為
- (2) 当社もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または、侵害するおそれのある行為
- (3) 当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、第三者への差別を助長し、または、当社もしくは第三者の名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 第三者の保有するコンピュータに対して多数回の接続行為を繰り返し行い、もって当該コンピュータを利用困難な状態におく行為
- (5) 本人の同意を得ることなく、または、詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為
- (6) クラウドサービスの利用により利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為
- (7) 当社または第三者になりすましてクラウドサービスを利用する行為
- (8) 当社もしくは第三者の設備等の利用、運営に支障を与える行為（クラウドサービスに格納された基本ソフトウェアの消去等、コンピュータの機能を破壊する行為を含む）、または、与えるおそれのある行為
- (9) 有害なコンピュータプログラム等を送信もしくは掲載し、または、第三者が受信可能な状態におく行為
- (10) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続が義務づけられている場合

に、当該手続を履行せず、その他当該法令に違反する行為

(11) 上記各号の他、法令もしくは公序良俗に違反（暴力、残虐等）する行為、当社の信用を毀損し、もしくは、当社の財産を侵害する行為、または、第三者に不利益を与える行為

第 17 条（当事者間解決の原則）

1. 契約者は、第三者の行為につき、前条各号のいずれかに該当すると判断した場合は、当該第三者に対し、直接要望等を通知するものとします。

2. 契約者は、自己の行為につき、前条各号のいずれかに該当するとして当社または第三者から何らかのクレームが通知された場合、自己の責任と費用負担において当該クレームを処理解決するものとします。

第 18 条（トラブル処理）

当社は、契約者の行為が第 16 条各号のいずれかに該当すると判断した場合、または前条第 2 項のクレームに関するトラブルが生じたことを知った場合は、契約者への事前の通知なしに、契約者が送信または表示する情報の一部もしくは全部の削除または不表示、あるいは第 7 条に基づく契約の解除等、当社が適当と判断する措置を講ずることができるものとします。

第 19 条（自己責任の原則）

1. 契約者は、クラウドサービスを利用するための ID、パスワードまたはメールアドレス等が当社により発行される場合、その使用および管理について責任を持つものとし、これらが第三者に使用されたことにより契約者に生じた損害については、当社は何ら責任を負わないものとします。また、これらの第三者の使用により発生した利用料金についても、すべて契約者の負担とします。

2. 契約者は、クラウドサービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合、または第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者がクラウドサービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、または第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

3. クラウドサービスを利用して契約者が提供または伝送する情報（コンテンツ）については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。

(第 20 条、第 21 条は削除)

第 22 条（秘密情報の取り扱い）

1. 本規約において、秘密情報とは、以下の情報をいうものとします。

- (1) 秘密である旨の表示をした書面（電子的形式を含む）で開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報
- (2) 秘密である旨明示して口頭またはデモンストレーション等により開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報であって、開示後 10 日以内に相手方に書面（電子的形式を含む）で提示された情報
- (3) サービス利用契約の内容（ただし、本規約およびサービス公開ホームページに掲載されている内容を除く）

2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、前項における秘密情報から除くものとします。

- (1) 開示の時点で既に公知のもの、または開示後秘密情報を受領した当事者（以下「受領者」という）の責によらずして公知となったもの
- (2) 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
- (3) 開示の時点で受領者が既に保有しているもの
- (4) 開示された秘密情報によらずして、独自に受領者が開発したもの

3. 契約者および当社は、それぞれ相手方から開示された秘密情報の秘密を保持し、クラウドサービスの利用のために（また当社においてはクラウドサービスの運営、開発等のために）知る必要のある自己の役員および従業員以外に開示、漏洩してはならないものとします。また、契約者および当社は、秘密情報の開示のために相手方から受領した資料（E-mail 等、ネットワークを介して受信した秘密情報を有形的に固定したものを含み、以下「秘密資料」という）を善良な管理者の注意をもって保管管理するとともに、第三者に譲渡、提供せず、また当該役員、従業員以外の者に閲覧等させないものとします。

4. 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合、契約者および当社は、相手方の秘密情報および秘密資料を当該第三者に開示、提供することができるものとします。

(1) 法令により第三者への開示を強制された場合。ただし、この場合、受領者は事前に相手方に通知するよう努めるものとし、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを当該第三者に要求するものとします。

(2) 弁護士、公認会計士等法令上守秘義務を負う者に、当該者の業務上必要とされる範囲内で提供する場合

(3) 契約者および当社が、本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を書面で課して、クラウドサービスおよびクラウドサービスに関連するソフトウェア開発等に関する作業の全部または一部を当該第三者に委託する場合

5. 契約者および当社は、相手方から開示された秘密情報を、クラウドサービスのためにのみ利用するものとし、その他の目的に利用しないものとします。

6. 契約者および当社は、クラウドサービスの利用のために必要な範囲で秘密資料を複製す

ることができるものとします。なお、秘密資料の複製物（以下本条において「複製物」という）についても本条の定めが適用されるものとします。

7. 契約者および当社は、相手方から要求があった場合、または、サービス利用契約が終了した場合、遅滞なく秘密資料（複製物がある場合はこれらを含む）を相手方に返却、または、破棄もしくは消去するものとします。なお、秘密資料を返却、破棄もしくは消去した後も、本条に定める秘密保持義務は有効に存続するものとします。

8. 契約者および当社は、相手方の秘密情報を知ることになる自己の役員および従業員に本条の内容を遵守させるものとします。

9. 契約者が保有する個人情報（「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項に定めるものをいう）でその旨明示のうえ開示された情報および当該個人情報の開示のために契約者から受領した資料（第3項の資料と同種のものをいう）についてはそれぞれ、本条における秘密情報および秘密資料と同じ取扱いを行うものとします。ただし、第2項第(1)号から第(3)号は個人情報には適用されないものとします。

10. 本条の規定は、サービス利用契約が終了してからも5年間、有効に存続するものとします。

第23条（クラウドサービスに対する責任）

当社は、次の各号に掲げる事由で、当社の責に帰することができない事由（ただしこれらに限られない）であり、当該事由に起因して契約者に生じた損害については、いかなる法律上の責任も負わないものとします。

(1) 計画メンテナンスの実施

(2) 地震、台風、洪水、嵐等の自然災害、感染症の発生、戦争、内乱、暴動

(3) 行政機関または司法機関による業務を停止する旨の命令

(4) 当社指定の IaaS（Infrastructure as a Service）事業者が用意した設備およびソフトウェアの不具合

(5) クラウドサービスに接続するためのネットワーク回線の不具合

(6) 契約者の設備およびクライアント環境の不具合

(7) 契約者が当社サービス環境およびコンピュータ等に施した設定の不具合

(8) 契約者の不正な操作

(9) 第三者からの攻撃および不正行為

3. 当事者の責に帰することができない事由から生じた損害、当事者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。

第4章 利用料金

第 24 条（料金計算期間）

クラウドサービスの料金計算期間は、当月 1 日から当月末日までとします。

第 25 条（サービス利用料金）

1. サービス利用料金は、別紙、販売契約書のクラウドサービス申込書による。
2. クラウドサービスの利用料金にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」という）相当額は、前項に基づき算出される、サービス利用契約全体で合算された利用料金に対して算定されるものとします。なお、消費税等相当額の算定の際の税率は、当該算定時に税法上有効な税率とします。

第 26 条（利用料金の支払義務）

契約者は、前条により計算された各料金月のクラウドサービスの利用料金および消費税等相当額を、申込書に定める支払条件に従い、販売代理店を経由して当社に支払うものとします。

なお利用月の 1 日までに、当月分のサービス利用料金の請求書を発行します。

当月末までに、当月分のサービス利用料金をお支払下さい。

支払期日が金融機関の休業日にあたる場合は、当該支払期日は前営業日とします。

第 27 条（利用料金の支払条件）

1. 前条の支払時における金融機関に対する振込手数料等は、契約者の負担とします。
2. 契約者が利用料金および消費税等相当額を支払期日までに支払わない場合、当社は契約者に催告のうえ、クラウドサービスの提供を停止することがあるものとします。

第 5 章 その他

第 28 条（権利譲渡等の禁止）

契約者は、サービス利用契約に基づく権利および義務を、第三者に譲渡、貸与等しないものとします。

第 29 条（転売の禁止等）

契約者は、本規約に別段の定めのない限り、または当社の事前の承諾のない限り、第三者に対してクラウドサービスの全部または一部の機能に直接アクセスする形態での転売・再販売・サブライセンス等をしないものとします。

(第 30 条は削除)

第 31 条 (サービスの改廃)

1. 当社は、クラウドサービスの提供を廃止することがあります。その場合、当社は、相応の予告期間において契約者に その旨を通知するものとします。
2. 当社は、クラウドサービスの改善等の目的のため、当社の判断により、クラウドサービスの内容の追加、変更、改廃等 を行うことがあります。当該追加、変更、改廃等の内容は、サービス仕様書およびサービス公開ホームページに記載されます。当社は、クラウドサービスの内容の追加、変更、改廃等を行うときには、30 日以上 の予告期間をもって、変更後のクラウドサービスの内容を、サービス仕様書およびサービス公開ホームページに掲載します。ただし、クラウドサービスについて、内容および機能を追加する場合、および、同一の内容について価格を引き下げる場合はこの限りでは ありません。

第 32 条 (反社会的勢力等の排除)

1. 契約者および当社は、サービス利用契約の締結にあたり、自らまたはその役員（名称の如何を問わず、相談役、顧問、 業務を執行する社員その他の事実上経営に参加していると認められる者）および従業員（事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について権限を有するかまたはそれを代行する者）が、次の各号に記載する者（以下「反社会的勢力等」とい う）に該当せず今後も該当しないこと、また、反社会的勢力等との関係を持っておらず今後も持たないことを表明し、保証します。
 - (1) 警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動 等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等」その他これらに準ずる者
 - (2) 資金や便宜を供与したり、不正の利益を図る目的で利用したりするなど、前号に記載する者と人的・資金的・経済 的に深い関係にある者
2. 契約者および当社は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に記載する行為を行わないことを相手方に対して確約し ます。
 - (1) 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いる行為
 - (2) 違法行為や不当要求行為
 - (3) 業務を妨害する行為
 - (4) 名誉や信用等を毀損する行為
 - (5) 前各号に準ずる行為

(第 33 条は削除)

第 34 条 (合意管轄)

本規約およびサービス利用契約に関する訴訟については、当社本社所在地の管轄地方裁判

所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 35 条（準拠法）

本規約およびサービス利用契約に関する準拠法は、日本法とします。

以上

付測

本規約は、 年 月 日から適用されます。

提供クラウドサービス名称

「らくらく現場」クラウドサービス